

【 諮問事項 】 不均一保険料率（離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の特例）の設定について

## 1 制度概要

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の特例  
（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項）

- ①特例期間 恒久制度
- ②対象地区 厚生労働大臣が定める無医地区及びこれに準じる地区  
（別紙一覧表のとおり）

（※無医地区とは、医療機関がない地域で、当該地区の中心  
的な場所を起点に、おおむね半径4km区域内に50人以上  
が居住する地域で、容易に医療機関を利用できない地区）

- ③特例割合 広域連合均一保険料率の下限50%
- ④特例の財源 被保険者の保険料

## 2 現状

平成18年度老人保健医科・歯科受診率（1ヶ月100人当たり件数）を  
検証してみると、対象地区145.7，県全体162.89であり，対象地  
区を県全体と比較した場合89%程度である。

## 3 事務局方針（案）

次の理由により，離島その他の医療の確保が著しく困難である地域（以下  
「無医地区等」という）の特例については，適用しない。

（理 由）

- （1）対象地区の受診率について，県全体と比較した場合89%程度であ  
り，受診機会の大きな乖離があるとは認められないため。
- （2）国民健康保険，介護保険は，不均一保険料（税）の制度がなく，後期  
高齢者医療制度のみ特例を適用した場合，制度間の不均衡が生じるため。
- （3）同一市町に居住する被保険者の間でも保険料が異なることになり，特  
に不均一の適用を受けない対象地区近隣に居住する被保険者との間で  
不公平感が強くなること。
- （4）減額分については，他の被保険者が負担をすることになり，減額分を  
負担する他の被保険者から理解が得られにくいこと。
- （5）その他，対象地区に対しては，市町を中心にデマンドタクシー・地域  
巡回バス等による受診機会の確保に努めている。

#### 4 添付書類

広島県の無医地区等の受診率（別紙1）

広島県の無医地区等の一覧表（別紙2）

##### 【高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項】

前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

### 広島県の無医地区等の受診率

無医地区等に居住する対象者受診率  $\div$  県全体受診率 = 89%  
 $145.7 \div 162.89$

平成18年度老人保健集計値による

無医地区等を有する市町名	無医地区等に居住する対象者 A	医科(入院)件数 B	医科(外来)件数 C	歯科件数 D	計 B+C+D=E	受診率 ※ $E \div A \times 100 \div 12$
安芸太田町	94	123	1,356	171	1,650	146.28
安芸高田市	49	44	910	75	1,029	175.00
大竹市	58	41	886	59	986	141.67
尾道市	100	50	1,429	199	1,678	139.83
北広島町	180	181	2,946	224	3,351	155.14
呉市	71	26	1,230	66	1,322	155.16
庄原市	1,421	1,180	22,184	1,376	24,740	145.09
神石高原町	174	111	2,371	153	2,635	126.20
廿日市市	27	17	382	55	454	140.12
広島市	116	99	2,100	135	2,334	167.67
府中市	116	102	1,660	103	1,865	133.98
三原市	176	128	2,652	195	2,975	140.86
三次市	658	468	10,451	711	11,630	147.29
計	3,240	2,570	50,557	3,522	56,649	<b>145.70</b>
県全体	335,525	328,203	5,642,532	587,710	6,558,445	<b>162.89</b>

※ 1ヶ月100人当たり件数

## 広島県の無医地区等の一覧表

市 町 名	無 医 地 区 等 名	区 分	老人保健 対象人数
安芸太田町	猪山 平見谷	無医地区	57
安芸太田町	小板	無医地区に準じる地区	11
安芸太田町	打梨 那須 横川	無医地区に準じる地区	26
安芸高田市	智教寺	無医地区に準じる地区	9
安芸高田市	塩瀬	無医地区	29
安芸高田市	上青	無医地区に準じる地区	11
大竹市	大竹市阿多田	無医地区に準じる地区	58
尾道市	菅野 (平木, 大塔, 仁野)	無医地区	66
尾道市	大和 (大山田)	無医地区	34
北広島町	橋山	無医地区に準じる地区	16
北広島町	溝口	無医地区	62
北広島町	筏津	無医地区	38
北広島町	田原	無医地区	40
北広島町	共盛	無医地区に準じる地区	24
呉市	市原	無医地区	18
呉市	塩谷	無医地区	17
呉市	斎島	無医地区に準じる地区	14
呉市	三角	無医地区に準じる地区	22
庄原市	五箇	無医地区	43
庄原市	黒目	無医地区に準じる地区	54
庄原市	保田・山中・始終	無医地区に準じる地区	87
庄原市	小串・千鳥・粟田	無医地区に準じる地区	56
庄原市	持丸	無医地区に準じる地区	15
庄原市	上宮内	無医地区	27
庄原市	本谷	無医地区	13
庄原市	上湯川	無医地区	46
庄原市	和南原	無医地区	90
庄原市	奥門田	無医地区	36
庄原市	高暮	無医地区	20
庄原市	森脇	無医地区	77
庄原市	古頃	無医地区	50
庄原市	三河内	無医地区	155
庄原市	高茂・水越	無医地区	71
庄原市	重行	無医地区	74
庄原市	須川・山奥	無医地区	24
庄原市	本村・上谷	無医地区	68

市町名	無医地区等名	区分	老人保健 対象人数
庄原市	山津田・実留	無医地区	57
庄原市	大戸	無医地区	24
庄原市	大屋	無医地区	108
庄原市	熊野	無医地区	62
庄原市	三坂	無医地区	52
庄原市	大原	無医地区	14
庄原市	後油木	無医地区	29
庄原市	前油木	無医地区	44
庄原市	山家	無医地区	25
神石高原町	油屋地区	無医地区	16
神石高原町	木津和地区	無医地区	58
神石高原町	竹之上・久留美地区	無医地区	31
神石高原町	上野谷・矢名瀬地区	無医地区	27
神石高原町	永野南	無医地区	42
広島市	上多田地区	無医地区	62
広島市	打尾谷地区	無医地区	45
広島市	栃谷	無医地区に準じる地区	9
廿日市市	飯山 中道 地区	無医地区	27
府中市	階見	無医地区に準じる地区	87
府中市	岡屋	無医地区に準じる地区	29
三原市	篠 蔵宗	無医地区	99
三原市	上草井・下草井	無医地区	77
三次市	太郎丸	無医地区	35
三次市	品	無医地区に準じる地区	10
三次市	長伝地区	無医地区	26
三次市	春木地区	無医地区	8
三次市	辻塚地区	無医地区に準じる地区	33
三次市	後山地区	無医地区に準じる地区	28
三次市	神之瀬	無医地区に準じる地区	23
三次市	茂田	無医地区に準じる地区	19
三次市	寺原	無医地区に準じる地区	17
三次市	岡三渕	無医地区	16
三次市	大山	無医地区	57
三次市	光守	無医地区に準じる地区	120
三次市	徳市	無医地区	49
三次市	蜂郷	無医地区に準じる地区	19
三次市	光清地区	無医地区	14
三次市	舟迫・上菴歩・上郷・飯田	無医地区	184